

## 審問廷秩序維持のための心得

審問廷においては、次の事項を守って、静粛を旨としてください。

### 一 遵守事項

- (一) 審問中は、みだりに自席を離れないこと。
- (二) 帽子、鉢巻、たすき、ゼッケン等を着用しないこと。
- (三) 喫煙又は飲食を行わないこと。
- (四) シュプレヒコール、やじ、私語、拍手、歌唱等けん騒にわたる行為をしないこと。
- (五) 旗、のぼり、懸垂幕、プラカード等を持ち込まないこと。
- (六) 児童、乳幼児を連れてこないこと。
- (七) 携帯電話等の電源は切ること。
- (八) 写真撮影（ビデオ等を含む）又は録音を行わないこと。ただし、写真撮影（ビデオ等を含む）については、審査委員（長）の許可を得た場合はこの限りではない。
- (九) その他審査委員（長）が審問廷の秩序を乱し又は審問の妨害となると判断した行為の中止を要請したときは、その指示に従うこと。

### 二 退廷命令

右の遵守事項を守らなかつたり、あるいは係員の指示に従わない場合には、審査委員（長）は秩序維持のため、退廷を命ずることがあります。退廷を命ぜられた者は、当日は再度入廷することができません。こうした審査指揮に従わない場合には、制裁を受けることがあります（労働組合法第二十七条の十一及び第三十二条の四）。

### 三 審問の中止

審査委員（長）の制止にかかわらず、けん騒又は示威的行為により審問進行に障害が生じ、審問を続行することが不相当と認めたときは、審査委員（長）は当日の審問を中止します。